

あま市議会基本条例（逐条解説）（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第3条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第4条 - 第11条）

第3章 議会と市長等との関係（第12条 - 第15条）

第4章 市民と議会との関係（第16条 - 第18条）

第5章 議会運営及び機能強化等（第19条 - 第29条）

第6章 条例の見直し（第30条）

附則

あま市は、彼方に伊吹山を望み、木曾川の恵みを受けた濃尾平野にある、緑豊かな田園のまちです。

昔から多くの人たちがこの地を良くする努力をし、歴史と伝統文化を築いてきました。私たちは、この努力の成果をさらに発展させ、次の世代に引き継がなければなりません。

今、私たちの国にはいろいろな課題があります。あま市も取り組んでいかなければならないことがたくさんあります。

自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちで決め、解決していかなければなりません。その役割が一層求められる時代となっています。

私たちあま市議会は、その役割を果たすために、議会のあり方を変えていくことを決意しました。

市民の声が反映される議論をし、議会の役割をしっかりと果たし、市民に求められる議会を目指していきます。

議会がやらなければならないこと、何をしていくかをはっきりと示し、豊かで住みよいまちにしていくことを誓い、あま市議会の最高規範としてこの条例を作ります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等を定め、議会の機能を強化し、議会が市民の負託に応え、もって市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例の目的は、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、市民・議会・市長及び執行機関との関係を明確にして議会の活性化を図り、議会が市民の負託に応じて市民福祉の向上や民主的な市政の発展に寄与することであり、本条はそれを定めています。

(定義)

第2条 この条例において「議会」とは、あま市議会をいう。

2 この条例において「法」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。

3 この条例において「議員」とは、あま市議会議員をいう。

4 この条例において「市長等」とは、あま市長その他の執行機関をいう。

5 この条例において「市民」とは、法第10条第1項に定めるものをいう。

【解説】

この条例の定義を次のように定めています。

1 この条例中、議会とは、市の意思決定機関であるあま市議会をいいます。

2 この条例中、法とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）をいいます。

3 この条例中、議員とは、あま市議会議員をいいます。

4 この条例中、市長等とは、あま市長その他の執行機関をいいます。

5 この条例中、市民とは、法第10条第1項に定めるものをいいます。

なお、参政権に関するものは、法第11条、第17条、第18条及び第19条に定めるものをいいます。

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会における最高規範であることを鑑み、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、及びこの条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【解説】

この条例は、議会における最も重要な取り決めとして位置づけ、議会に関する条例等を制定や改正、廃止する場合に当たっては、この条例の趣旨を尊重した運用を行っていくことを定めています。ただし、形式的には他の条例との間に法的効力の優劣があるわけではありません。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の責務)

第4条 議会は、公平性及び透明性を重視して議会運営を行い、市民を代表する意思決定機関としての責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会は、市民に対して、議会の議決又は運営に係る経緯、理由等の説明責任を果たさなければならない。
- (2) 議会は、市民の意見を把握し、これを市長等の政策及び議会の意思決定に反映させるよう努める。

【解説】

議会は、公平性及び透明性を重視して議会運営を行い、市民を代表する意思決定機関として、その役割を果たすため、2つの活動原則を定めています。

- (1) 議会は、市政の課題や議案、請願・陳情等の審議内容・結果及びその理由について、市民に対し、説明責任を果たしていくことを定めています。
- (2) 議会は、市民の意見をよく聴き、委員会等の活動を通じて、市長等の政策の立案及び、議会の意思決定にそれらを反映させるよう取り組むことを定めています。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表し、公正かつ公平な職務の遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、及び民主的かつ効率的な議会運営の実現に努めなければならない。

【解説】

議長は、議場の秩序保持や議事の整理など、大きな権限を有していることから、全議員に対し、中立・公正な立場でその職務を行うとともに、議会の品位を保ち、民主的、効率的な議会運営の実現に努めることを定めています。

(議員の責務)

第6条 議員は、市民の負託を受けて選出されたことを自覚し、調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めなければならない。

- 2 議員は、市民の意見を把握し、これを議会活動、政策の立案及び提言に反映するよう努めなければならない。
- 3 議員は、議会が意思決定機関であることを自覚し、積極的な議論に努めなければならない。

【解説】

- 1 議員は、調査研究を通じて、資質の向上を図ることを定めています。
- 2 議員は、日常の議員活動を通して、市民の多様な考えなど、その意見を把握し議会活動に反映するよう努めることを定めています。
- 3 議員は、議会が意思決定機関であることを自覚し、積極的な議論に努めることを定めています。

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、議員としての品位を保持し、活動しなければならない。

【解説】

議員は、市民の代表として高い倫理的義務があることを常に自覚した上で、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、市民の代表としての品位を保たなければならないことを定めています。

(会派)

第8条 議員は、同一の理念を共有する他の議員と、政策を実現し、及び議会活動を円滑に行うための集団として、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策の立案及び提言並びに議案等の調査研究を行うものとする。
- 3 会派は、会派間の協議及び調整を行い、合意形成に努めるものとする。
- 4 会派に関することは、別に定める。

【解説】

- 1 議員は、より充実した議会活動ができるよう会派を結成することができることを定めています。会派とは、一般的に、共通する政策や理念を有する議員の集まりです。
- 2 会派は、特に政策立案機能を向上させることが求められることから、調査研究を重ね、政策立案や政策提言を行うことを定めています。
- 3 会派は、意思決定過程における協議及び調整を会派間で行うことにより、円滑で効果的な議会運営に努めることを定めています。
- 4 会派については、あま市議会会派及び会派代表者会議に関する規程で定めています。

(議員定数)

第9条 議員又は委員会は、議員定数に係る条例を改正しようとするときは、市政の現状及び課題、将来の予測展望等を十分に考慮し、これを行わなければならない。

2 議員定数については、別に条例で定める。

【解説】

- 1 議員の定数を変更するに当たっては、他市との単純な数値の比較などによって決定するのではなく、本市の財政状況や人口動態、市が抱える課題、将来の予測や展望等、本市特有の実情を十分に勘案し、検討することを定めています。
- 2 議員の定数については、あま市議会議員の定数を定める条例で定めています。

(議員報酬)

第10条 議員報酬の改定に当たって、議員又は委員会が提案しようとするときは、市政の現状及び課題、将来の予測展望等を十分に考慮するとともに、第三者機関による客観的な評価を参考とし、これを行わなければならない。

2 議員報酬については、別に条例で定める。

【解説】

- 1 議員報酬は、議員が議会活動と議員活動に専念することができる制度的な保障としての性質を有しています。議員報酬の改定を議員又は委員会が提案する場合は、社会経済情勢を考慮するとともに、実際の議員活動の状況を反映した水準で、第三者機関である報酬審議会による客観的な評価を参考にして行うことを定めています。
- 2 議員報酬については、地方自治法第203条第4項により、その額と支給方法を条例で定めることとされており、具体的な金額等は、あま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めています。

(議会の災害時対応)

第11条 議会は、災害時においても、議会機能を維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

- 1 議会は、災害時においても、議会の機能を的確に維持しなければならないことを定めています。
- 2 災害時の組織体制や議会の行動基準等に関しては、あま市議会災害時対応指針、及びあま市議会災害対応連絡会議規程並びに大規模災害時のあま市議会議員の行動マニュアルで定めています。

第3章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第12条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し、積極的に市政に関する情報提供を求めるものとする。

3 議員は、市長等が設置する法定外の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。ただし、政策的に議会が参画する必要があると判断するものについては、この限りでない。

【解説】

- 1 市長と議員は、それぞれ市民から直接選挙により選ばれた代表者であり、議会は市長等によって効率的な行政運営が行われているかなどについて、監視する役割を担っています。したがって、議会の審議においては、議員と市長等は対等な立場でなれ合いにならない適切な緊張関係を保持することを定めています。また、政策の立案及び提言を通じて、さらなる市政の発展に取り組むことを定めています。
- 2 議会は、第1項の活動を円滑に進めるために、市長等に対して積極的に、議論の前提となる市政に関する情報の提供を求めることを定めています。

3 議員は、市長等が設置する法定外の諮問機関や審議会などの委員に就任しないことを定めています。

(政策等の形成過程の説明要求等)

第13条 議会は、市長等が提案する政策等について、審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の立案の契機から提案に至るまでの経過
- (2) 他の地方自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 政策等を実施したときに予想される効果
- (5) 政策等の実施に要する経費及びその財源
- (6) 将来にわたる費用及び効果
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要とする情報

【解説】

議会は、市長等が政策等を提案する場合、議会の果たすべき市の意思決定機能や市民への説明責任を全うするため、議会審議の論点を明確にする必要があります。そのため、計画、施策又は事業など政策の目的、効果、財源措置等必要な情報を求めることを定めています。

(法第96条第2項の議決事件の拡大)

第14条 議会は、市政全般にわたる重要な計画等について、法第96条第2項の規定により、議決すべき事件を定めることができる。

【解説】

条例で議決事件を定めることができるとする法第96条第2項の規定を受け、新たに総合計画等の策定や変更を議決事件とすることができることを定めています。

(政策の立案及び提言)

第15条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

【解説】

議会は、条例や予算等の議案をはじめ、市の施策について、議会としての対案や修正案の提案、決議、条例の制定、改廃、議員の一般質問等の手法により、市長等に対して政策立案及び政策提言を積極的に行うことを定めています。

第4章 市民と議会との関係

(会議の公開)

第16条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議をはじめとする全ての会議を、原則として公開するものとする。

2 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。

【解説】

1 本会議をはじめとする全ての会議は、活動の透明性を高め、活発な議論を推進し、市民に開かれたものとするため、秘密会とする場合を除き、原則として公開することを定めています。

2 議会は、議決に対する説明責任を果たすため、議案等に対する議員個人の賛否の表明について、議会だより等での公表に努めることを定めています。

(補足説明)

努力義務としたのは、議会制度上、無記名投票による採決もあることから、賛否を公表できない場合があるためです。

(市民参加及び市民との連携)

第17条 議会は、その活動に市民の意見を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るよう努めるものとする。

2 議会は、請願の審議等においては、必要に応じて当該請願者の意見を聴くものとする。

【解説】

1 市民の意見を議会活動に反映させるため、市民との意見交換会開催など、市民の議会活動への参加の機会の充実を図ることを定めています。

2 市民参画の一環として、請願の審議等に際し、議会は委員会において、必要に応じて請願者の意見を聴いた上で審議等を行うことを定めています。

(補足説明)

第2項中、「必要に応じて」としたのは、まずは受理をした議会側で、その内容を判断するという意味です。

請願の紹介議員は、請願の提出前に請願者から意図等を聞き、責任を持って議会で説明できるようにすることが求められます。

(広報広聴)

第18条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して、積極的な広報及び広聴に努め、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会に反映するよう努めるものとする。

【解説】

市民の意見を議会活動に反映し、市民福祉の向上を図るため、議場や委員会室での傍聴だけでなく、本会議のケーブルテレビ中継や録画配信、あま市議会だより、ホームページなど多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努め、市民に開かれた議会の実現を目指して活動することを定めています。

議員で構成する広報広聴特別委員会を所管とし、必要な事項は別に定めています。

第5章 議会運営及び機能強化等

(議会運営)

第19条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、市民に分かりやすく、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

【解説】

議会運営は民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行っていくことを定めています。議会運営は公平・公正が大前提であるとともに、効率的な運営が求められますが、ここでは、効率的な議会運営を求めるあまりに民主的な議会運営が阻害されてしまう懸念もあることから、議会運営の基本として、あえて「民主的」と「効率的」を併記しています。

(議員間討議による合意形成等)

第20条 議会は、意思決定機関であることを十分に自覚し、議員相互間の討議を重視した議会運営に努めるものとする。

2 議員は、常任委員会において、議員間討議を行うことができる。

【解説】

1 議会は、意思決定機関であることから、議員相互の討議を重視した議会運営を行うことを定めています。

2 議会は、議員間討議を常任委員会において実施することを定めています。

(委員会)

第21条 委員会は、所管の議案等に関する調査を通じて、政策の立案及び提言を積極的に行うよう努めるものとする。

2 委員会は、前項の調査を行うに当たり、必要な資料等を、市長等に対して求めることができる。

3 委員会は、その所管する事項の調査及び審査を行った結果、必要と認めるときは、委員会として、調査にあつては所見を、審査にあつては意見をそれぞれ付すものとする。

4 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

1 委員会は、所管の議案等に対して市長等に積極的な政策立案や政策提言を行うことを定めています。

2 委員会は、必要な資料等を市長等に対して求めることができることを定めています。

3 委員会は、それぞれの委員会が担当する分野の調査または付託議案等の審査を行った結果、委員会としての所見や意見を付す必要があると認めた場合は、積極的に行うことを定めています。

4 委員会に関しては、あま市議会委員会条例において定めています。

(一般質問)

第22条 議員は、市政の論点及び争点を明確にするため、一般質問において一問一答方式又は一括質問一括答弁方式を選択することができる。

【解説】

議員の質問は、論点、争点を明確にするため、一問一答方式または、一括質問一括答弁方式を選択できることを定めています。

(反問権)

第23条 市長等は、議員の質問等に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

2 反問は、議員の質問等の主旨確認に関するものとする。

【解説】

市長等は、議員の一般質問及び議案質疑に対して、主旨確認に関する反問ができることを定めています。

(議員研修)

第24条 議会は、議員の政策の立案及び提言の能力を高めるため、議員研修の充実に努めなければならない。

【解説】

一般職の職員には地方公務員法で研修の機会が保障されていますが、議員には同様の規定がないため、議会は、議員の資質や、政策立案等に必要能力を向上させるために、議員研修の充実強化に努めることを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第25条 議会は、議会及び議員の政策の立案及び提言の能力向上を図るため、議会事務局の体制を整備し、その調査並びに法務の機能の充実及び強化に努めるものとする。

【解説】

議会は、議会及び議員の機能向上のため、政策立案等を補助する議会事務局の法務及び財務等の調査機能についての強化を図るため、必要な職員の確保と体制の強化に努めることを定めています。

(議会図書室の充実)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

2 議会図書室は、議員による利用のほか、議長が認める場合においては、一般の利用に供するものとする。

【解説】

1 議会図書室は、地方自治法第100条第19項において、地方議会に設置することが義務付けられており、議員の政策立案及び一般質問等に資する適切な情報提供が行えるよう、その図書の充実に努めることを定めています。

2 議会図書室の利用に当たっては、議長が認めた場合において一般利用できることを定めています。

(予算の確保)

第27条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。

【解説】

議会は、議案の審査や調査等、その職責を滞りなく果たすために、必要な予算の確保に努めることを定めています。

(議会改革)

第28条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものとし、議員で構成する検討組織を置くものとする。

【解説】

議会は、社会環境や経済情勢等、新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むことを定めています。

そのために、議員で構成する検討組織を置くことを定めています。

(取組状況の公表)

第29条 議会は、議会改革の継続的な取り組みを進めるため、本条例に基づく活動について定期的にその取組状況の公表を行うものとする。

【解説】

議会は、議会改革の継続的な取り組みを進めるために、本条例に基づく活動の取組状況を定期的に公表することを定めています。

第6章 条例の見直し

(条例の見直し)

第30条 議会は、前条の取組状況、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例を含めた議会に関する条例等の見直しを行うものとする。

【解説】

議会は、市民の意見や社会情勢の変化、前条の規定による取組状況などを十分考慮し、この条例を必要に応じて見直して、条例等の改正などの措置を講じていくことを定めています。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。